



議案第九十三号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村 喬成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十五年」を「十年」に改める。

第三条中「二年」を「一年」に改める。

第四条第一項中「退職した日の属する月以前の非常勤消防団員であつた期間が引き
続き三年以上である場合」に限り、「」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同条第二
項中「場合においては」を「場合には」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係） 退職報償金支給額表

階級	勤務年数				
	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上 二十五年未満	二十五年以上 三十年未満	三十年以上
団長	40000円	55000円	70000円	80000円	100000円
副団長	35000	50000	65000	75000	95000
分団長及び副分団長	30000	45000	60000	70000	90000
部長及び班長	25000	40000	55000	65000	85000
団員	20000	35000	50000	60000	80000

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(別表の適用)

第二条 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)(別表の規定は、昭和四十九年四月一日以後に退職した非常勤消防団員(次条において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)(について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。)

(退職報償金の経過措置)

第三条 昭和四十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金の額は、新条例に基づく退職報償金の額の内払とみなす。